



貧困・格差の拡大を止めよう

吉田 和雄

個人の否定から家族主義へ

安倍自民党政権のゴールは「壊憲」による改憲である。その狙いは「憲法を『国家権力を縛るルール』から『国民を支配する道具』に変えることにある」(宇都宮健児『ピープルズ・プラン62号』)。現憲法を「国民を支配する道具」にしようという企みは、特定秘密保護法の成立過程や石破自民党幹事長の「デモはテロ」発言で国民にモノを言わせない社会にしていることで、だれの目にも明らかになった。

このままでは「国民」の納得は到底得られない。そこで自民党は基本的人権を制限するために、個人の尊重をうたった憲法13条から「個」を削除して「人」とし、「公共の福祉」の代わりに「公益及び公の秩序」という概念を持ち出し、人権を制限しようとしている。人権を制限する分野はさまざまに及ぶが、私がここで強調したいのは、「国民」の最低限の文化的生活を営む権利を国家の責務とした25条を壊憲しようとしていることの問題である。自民党は25条を「改憲する」とは言わず、24条の家族生活における個人の尊厳と両性の平等を「家族を社会の自然かつ基礎的な単位」と位置づけることで、25条を「壊憲

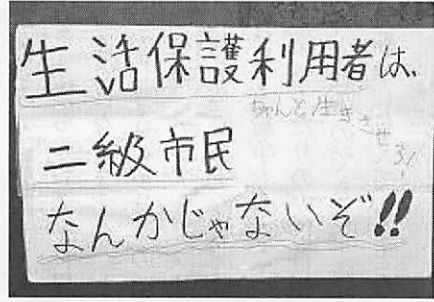
しようとしている。個人を尊重する社会から「家族を基礎単位」とする社会への転換——ここに社会保障の切り捨てや生活保護の利用抑制を促す安倍政権の弱者切り捨て政策に通底する考え方が横たわっている。

生活保護制度改悪に見る人権制限

自民党政憲案に貫かれる個人の否定と家族福祉の考え方は、昨年の生活保護費引き下げ、生活保護法「改正」をめぐる色濃く反映された。換言すれば生活保護制度の行方は、格差・貧困の解消や社会保障制度をどのように、だれが解決していくのかという、日本社会の基礎と将来を左右するといっても過言ではない。

「改正」生活保護法が成立(2013年12月)する過程で浮かび上がったのは、生活保護制度を利用する市民は「人権を制限されてもいい」「2級市民」の扱いを受けるべし」という恐るべき人権制限論である。

家族福祉論の限界を例示するには枚挙にいとまがないが、今度の生活保護法では「扶養の強化」が骨子になっている。生活保護の相談に一度でも応じた人なら



ば、家族関係が良好で経済的に「余裕のある」人が生活保護の相談・申請に行くはずがないことはすぐにわかるはずだ。DV被害者の対処においては「家族の絆」を断ち切ることが重要だとされている。大阪府は昨年12月、大阪府の公務員で親族に生活保護利用者がいる人は扶養費を毎月いくら送るという目安を定めた。家族の「扶養」は生活保護制度を利用する場合の「義務」では決してない。

アベノミクスと高齢化による貧困からの脱出を

最新の統計(2013年10月)で、生活保護利用世帯が216万4千人と過去最多を更新した。推測しうる理由は簡単である。年金だけで暮らしていけない高齢者が自然と増加しているからである。

アベノミクスの必然的結果として非正規雇用のワーキング・プアーも拡大しつつある。2013年12月発表の雇用統計でも、非正規雇用が就業者の37%に達し111万人増えたのに対し、正規雇用は26万人減少した。

高齢化と雇用の劣化によって、格差・貧困が拡大しているのが、アベノミクスの実態である。生活保護の行方は、憲法25条による生存権保障が人権を尊重し、個人の尊厳を大切に

を示しているのである。(よしだ・かずお/本会事務局)

